

合併浄化槽補助金制度について

佐渡市では、環境に負荷の大きい単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽)から合併浄化槽(し尿と家庭雑排水の両方を処理できる浄化槽)への切替を推奨し設置費用の補助を行っております。

◎補助金額

人槽	補助金額	人槽算定基準(目安)
5人槽	352,000円	延床面積130㎡以下の住宅
7人槽	441,000円	延床面積が130㎡より大きい住宅
10人槽	588,000円	2世帯住宅

※金額は上限です。設置費用によっては満額支給されない場合があります。

※補助は予算の枠内で行いますので、早めの申請をお願いします。

※上の表の人槽算定基準は目安です。詳しくは上下水道課にご相談ください。

※上の表の補助額は令和2年4月現在の金額です。

◎補助地域

○下水道事業・集落排水事業の区域外の地域。

○下水道事業・集落排水事業の区域内の地域で7年以内に供用開始されない地域。

◎補助対象者

○単独浄化槽か汲取りトイレから合併処理浄化槽にされる方。(全ての排水を合併浄化槽へ接続すること)

○新築する住居に合併処理浄化槽を設置される方。

○地域の集会場等で新たに合併処理浄化槽を設置される場合。(全ての排水を合併浄化槽へ接続すること)

※設置工事は必ず新潟県指定の浄化槽設置業者にご依頼ください。

◎上記補助については、各種要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

単独処理浄化槽撤去費補助金制度について

更に佐渡市では、し尿も雑排水も一緒に処理できるうえ、環境にもやさしい合併処理浄化槽への切替を推奨し、単独処理浄化槽の撤去費用の補助も行っております。

◎補助金額 90,000円

※金額は上限です。撤去費用によっては満額支給されない場合があります。

※補助は予算の枠内で行いますので、早めの申請をお願いします。

※上記補助額は令和2年4月現在の金額です。

◎補助対象 (次の①②の両方の条件を満たす方)

①佐渡市の合併処理浄化槽設置補助金を受ける方

②単独処理浄化槽を撤去し、合併浄化槽を設置される方。

※裏面もご覧ください。

宅内配管工事費の補助金制度について (単独処理浄化槽からの転換のみ)

現在、単独処理浄化槽を使用していて、合併処理浄化槽に転換する場合、更に宅内の配管(排水器具の先の配管から浄化槽までと、浄化槽から放流口まで)の工事費について補助を行っております。

◎補助金額 300,000 円

※金額は上限です。工事内容によっては満額支給されない場合があります。

※補助は予算の枠内で行いますので、早めの申請をお願いします。

※上記補助額は令和2年4月現在の金額です。

◎補助対象 (次の①②の両方の条件を満たす方)

①佐渡市の合併処理浄化槽設置補助金を受ける方

②単独処理浄化槽を廃止し、合併浄化槽を設置される方。

(撤去費補助金も同時に受けられます。)

◎上記補助については、各種要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

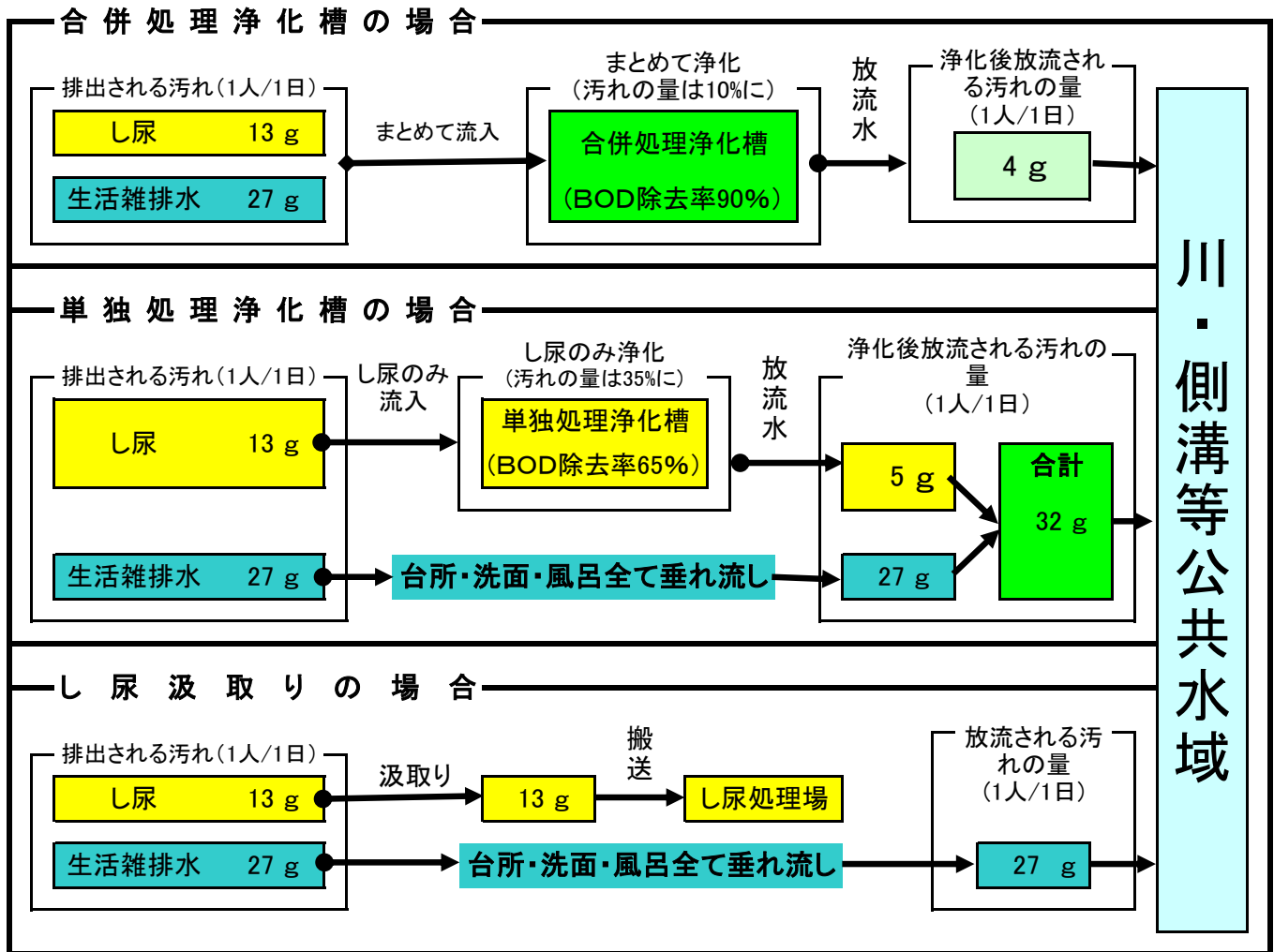
◎申請受付

佐和田・金井・新穂・ 畑野・真野地区	真野SC内 ※旧真野町役場	上下水道課	下水道維持管理係 (☎55-2222)
両津地区	両津支所		上下水道係(☎27-2118)
相川地区	相川支所		上下水道係(☎74-3031)
小木・羽茂・赤泊地区	羽茂支所		上下水道係(☎88-3111)

単独処理浄化槽で水洗化しているご家庭は、トイレ排水は浄化槽で処理していますが、生活雑排水(台所・お風呂・洗濯等の排水)は、そのまま公共水域(側溝や川)に流しています。自分の目の前から汚水は消えて一見きれいで清潔な生活です。

しかしその快適な生活は、排水先の水路の下流で悪臭や害虫の発生、そして最終的に排水の行き着く先の海洋汚染など、大勢の人や環境に迷惑をかけかねないもので成り立っています。

単独処理浄化槽はし尿のみを浄化槽に通し、雑排水は全てそのまま公共水域に排出されます。しかし合併処理浄化槽は生活雑排水も浄化するとともに性能も格段に上回ります。



●人が普通に生活すると、1日に出す汚れの量は1人約40g(し尿13g・生活雑排水27g)とされています。

浄化槽はその機能を維持するために、日頃からの点検整備、定期的な清掃が欠かせません。点検整備清掃の行われていない浄化槽は(単独も合併も)、浄化機能がありません。

保守点検は県が認定した保守点検業者に委託して行います。浄化槽法で回数も指定されていますので(小型合併浄化槽で4か月に1回以上)、確실히行ってください。また、使用人数が多い場合や少ない場合、使用頻度が少ない浄化槽等は特に管理が難しくなりますので、必ず保守点検を実施してください。

旅行等で家を留守にする時でも、プロワ-の電源は絶対に切らないでください。浄化槽は微生物で汚水を浄化する物です。水槽で魚を飼っているような物と考えてください。水中の酸素が無くなれば生物は死んでしまい、浄化槽はただの汚水タンクになってしまいます。

長期間(数年間)家を空ける時は、一端、全量引抜き清掃を行って浄化槽を空にしてください。汚水が微生物のエサになり、長期間に渡ってエサが与えられない状態になると微生物は死滅して、浄化槽はただの汚水タンクになります。一端、空にして、もう一度使用開始するときは保守点検業者に依頼して、もう一度、立ち上げから行ってください。(休止届、使用開始届が必要となります)

浄化槽が正常に機能しているか確認するために、年に1回の法定検査は必ず受検してください。